

北海道選挙管理委員会告示第10号

北海道選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和元年6月27日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

北海道選挙執行規程の一部を改正する規程

北海道選挙執行規程（平成12年北海道選挙管理委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

第68条中、「横3.5センチメートルのものとし」を「横3.5センチメートルのものとする。この場合において、書面による掲載文を添付するときは、」に改める。

第70条第1項中、「原稿用紙」を「原稿用紙（道委員会が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「原稿用紙」という。）」に改め、「記載」の次に「し、又は記録」を加える。

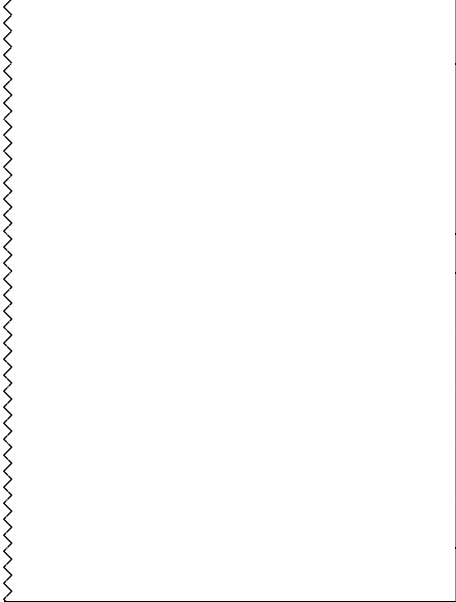
同条第2項中、「黒色の色素により記載」を「無彩色で記載し、又は記録」に改める。

同条第3項中、「所属党派以外は記載」の次に「し、又は記録」を加える。

同条第4項及び第71条中、「記載」の次に「し、又は記録」を加える。

第73条中、「記載し直し」の次に「、又は記録し直し」を加える。

別記第34号様式を次のように改める。

	写	※	時	月	日	受	候 補 者 氏 名	選 挙 公 報 掲 載	年 執 行	
	真	※	分	日	時	付				
	氏	※	番	号	受	付	者	受	文	何
名	※	者	印	受	付	者	印	原	選	
<small>※印の欄は記入しないでください</small>							者	稿	挙	
							氏	用	紙	
							名	所		
							(電	連		
							話	絡		
							局	場		
							番	所		
)			
							連			
							絡			
							者			
							氏			
							名			

備考

- 1 規格は、選挙の都度定めるものとする。
- 2 写真及び氏名の欄の配置は、選挙の都度定めるものとする。
- 3 通称使用の認定を受けた候補者については、氏名は通称のみ使用するものとする。

別記第39号様式その4を次のように改める。

その4（参議院比例代表選出議員の選挙）

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名			(ふりがな) 略称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	年 月 日 執行 参議院比例代表選出議員選挙 市(区町村)選挙管理委員会 参議院名簿届出政党等及び参議院名簿登載者氏名揭示
(順位) (氏名)	優先的に当選人となるべき候補者				
(順位) (氏名)	優先的に当選人となるべき候補者				

備考

- 参議院名簿登載者（優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者（以下「特定枠名簿登載者」という。）を除く。）の氏名の掲載の順序は、公職選挙法第175条第4項の規定に従い、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うものとする。特定枠名簿登載者の氏名等の揭示については、同条第5項の規定に従い、特定枠名簿登載者以外の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該参議院名簿登載者の氏名の次に掲載すること。
- 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」については縦書きとし、特定枠名簿登載者の「順位」については横書きとする。

附 則

この規程は、令和元年6月27日から施行する。